

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

◎食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（申請書に添付すべき書類及び図面）</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥料等 の製造量及び販売量、当該特定肥料等の製造を行った事業場の 名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を 記載した書類</p> <p>四（略）</p> <p>五 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃 に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処 理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第 三条第一項第三号において同じ。）に該当する場合には、再生利 用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に 係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならな い場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。 以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第二条の三第一号若し くは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うこ とができる者であることを証する書類</p> <p>六 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第</p>	<p>（申請書に添付すべき書類及び図面）</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新規）</p> <p>三（略）</p> <p>四 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃 に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処 理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第 三条第一項第二号において同じ。）に該当する場合には、再生利 用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に 係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならな い場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。 以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第二条の三第一号若し くは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うこ とができる者であることを証する書類</p> <p>五 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第</p>

<p>四項に規定する産業廃棄物をいう。第三条第一項第四号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類</p> <p>七〇十五 (略)</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第三条 法第十一条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>二〇七八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>四項に規定する産業廃棄物をいう。第三条第一項第三号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類</p> <p>六〇十四 (略)</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第三条 法第十一条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(新規)</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---